新塩屋町地区防災計画









平成31年2月 新塩屋町地区コミュニティ協議会

目次

1	基本の考え方	1
2	計画の対象となる地区と作成主体	2
3	地域の特性と予想される災害	
	(1)地域の特性	. 4
	(2)予想される災害	. 4
	(3)災害情報について	. 4
	(4)避難情報について	5
4	活動方針	
	(1)平常時の対応	6
	(2)災害時の対応	6
	(3)避難行動要支援者等への支援	7
5	地域の防災体制と組織	
	防災体制と組織	. 8
別	I Ⅲ	
[}	新塩屋町コミュニティ内 各自主防災組織 個別計画】	
	(2)活動体制	
	(3)地域の連絡網	
	(4) 避難所運営体制	
	(5)防災資機材、備蓄	
	(6)防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発	
	(7)避難行動要支援者への支援体制の整備	
	(8)防災知識・対策アラカルト	
	(9)防災マップ	
	V-21020-1-0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	

その他

・防災カード(避難)

1 基本の考え方

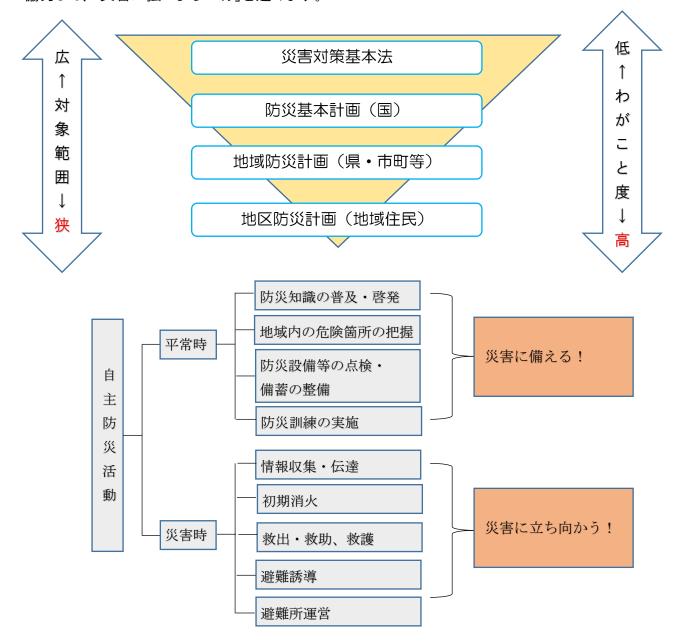
南海トラフ地震など大規模災害発生時には、県内の広い地域で大きな被害が予想されるため、行政・警察・消防の力(いわゆる「公助」)だけでは、対応に限界があります。

被害を最小限に抑えるためには、「公助」のほか、自らの身は自ら守る「自助」、地域の安全を地域の住民が助け合って守る「共助」全てが連携・協働することが大変重要です。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、地域住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また,発災後には、東日本大震災や熊本地震のように長期間の避難所生活が余儀なく されることが見込まれるため、地域住民同士で助け合いながら、さまざまな困難に長期間に 渡って立ち向かわなければなりません。

当地区では、「地区一丸となって、災害に立ち向かう」という心構えで、地区住民全員で協力して、「災害に強いまちづくり」を進めます。



2 計画の対象となる地区と策定主体

(1)計画の対象となる地区

平成30年4月1日現在

自治会名	主たる町名	世帯数	自主防災会名
城東町第1自治会	城東町1丁目	55	城東町自主防災会
城東町第2自治会	自治会 "		//
城東町第3自治会	"	41	//
城東町第4自治会	城東町2丁目	28	//
城東町第5自治会	"	15	//
城東町第6自治会	"	12	//
東浜町自治会	東浜町1丁目	15	//
北浜町北部自治会	北浜町1番地~9番地	22	北浜町、本町【瀬戸大橋 通り北】自主防災会
北浜町西部自治会	北浜町10.11番地	45	//
北浜町東部自治会	北浜町1213番地、本町2番地	35	//
本町北部自治会	本町4、2·5番地	14	//
本町城東通9自治会	本町5, 1·2·8番地	56	//
本町東部自治会	本町3·4·8·9番地	25	//
本町西部自治会	本町1·6·7番地	33	//
本町自治会	本町6·7番地、鶴屋町2番地	27	鶴屋町、本町【瀬戸大橋 通り北、南】自主防災会
本町南部自治会	本町 10,12,13 番地	28	鶴屋町、本町【瀬戸大橋 通り南】自主防災会
本町上横町自治会	本町11, 13	13	//
鶴屋町中部自治会	鶴屋町2, 3, 4番地	27	//
鶴屋町南部自治会	鶴屋町1、5, 6, 番地	23	//
末広町南部自治会	末広町3·4·6·7番地	58	末広町南部自主防災会
末広町北部自治会	末広町1·2·4·5番地	40	末広町北部自主防災会
井口町	井口町1·2·3·4·6·7·8番地	41	井口町自主防災会
通町	通町1·2·3·4·175·6·番地	46	通町自主防災会
福岡町西部自治会	福岡町1丁目、松福町2丁目	60	福岡町西部町自主防災会
福岡町第一自治会	福岡町1丁目、松福町1丁目	45	福岡町第一自主防災会
片原町東部自治会	片原町3·5·6·11番地	44	片原町東部自主防災会
片原町西部自治会	片原町1·2·8·9·10番地	65	片原町西部自主防災会
百閒町自治会	百間町全域	48	百閒町自主防災会
大工町自治会	大工町全域	60	大工町自主防災会
今新町自治会	今新町全域	47	今新町自主防災会
朝日町第一自治会	朝日町2・3丁目	28	朝日町第一自主防災会
朝日町中央自治会	朝日町2·4丁目	61	朝日町中央自主防災会
朝日町西部自治会	朝日町1・2・5丁目	55	朝日町西部自主防災会
	自治会加入総世帯数 ①	1,251	17自主防災会が成立

◎自治会未加入:大型集合住宅等

名称	町名	世帯数	組織形態
アルファライフ片原町東	(福岡町1丁目10番)	62	管理組合
アルファライフ玉藻公園	(北浜町10番地)	52	管理組合
アルファステーツ片原町駅東	(末広町3番地)	62	管理組合
アルファステーツ片原町駅前	(鶴屋町6番地)	62	管理組合
アルファステーツライオン館	(百間町9番地)	60	管理組合
むうぶ片原町	(片原町1番地)	100	管理組合
玉藻公園ハイツ	(北浜町1番地)	50	管理組合
ダイアパレス福岡町	(福岡町1丁目11番)	30	管理組合
第22ビル末広町マンション	(末広町3番地)	40	第22ビル
		40	末広マンション自主防災会
ライオン通り商店街		50	商店街連合会結成
	小 計 ②	568	_

◎自治会未加入集合住宅·戸建住宅入居者

730 世帯

地区内総世帯数 ①+②+③

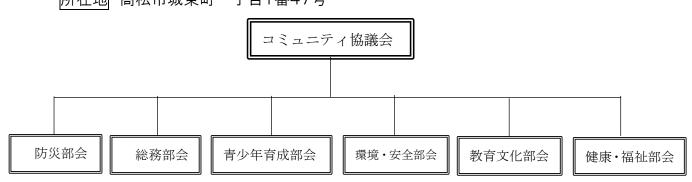
2,549 世帯(うち自治会未加入 1,298 世帯)

人口·世帯数等 内訳(H30.4.1 現在)

- ▶総世帯数 2.549 世帯うち自治会未加入 1.298 世帯
- ▶総 人 ロ 4,226 人(うち高齢者 1,487 人) 男性 2,040 人 女性 2,186 人
- ※ 地区内で自治会未加入世帯が半数以上である。大型集合住宅は、戸建住宅に比し、構造的には災害に強く、管理組合の下、自主防災会が結成されており、適宜防災訓練も行われているが、地域内での連携が必要である。

(2)計画の策定主体

団体名 新塩屋町地区コミュニティ協議会 所在地 高松市城東町一丁目1番47号



3 地域の特性と予想される災害

(1)地域の特性

○地域の特性

- ・沿岸に面した地域で、地盤が低い場所が多い。
- ・当地区は木造住宅で劣化が激しい空き家が多い。
- ・高潮により建物の浸水や道路の冠水で大きな被害が出たこともある。
- ・狭い路地が多く、また、倒壊しそうな家屋やブロック塀もあり、避難の際には注意する必要がある。
- ○避難所に関する課題等
- ・避難所までに距離がある地区もあるほか、少し手狭であり避難者の収容人数について 検討が必要(地域独自の避難所の検討)

(2)予想される災害

- ○豪雨や台風による被害
- ・家屋の浸水、道路の冠水、交通規制で渋滞が起きる
- ○地震、津波による被害
- ・南海トラフ地震発生時には津波(最高津波水位 2.7m(朝日港))による浸水被害、ライフライン被害も予想される。
- ・地震火災が発生した際に、空き家への延焼が懸念される。
- ・家屋の倒壊や道路の液状化で建物の傾き並びに道路の陥没化現象が起きる、また木 造建物の火災も発生し、水道、電気、ガス等のライフラインが止まると想定され、復旧 に時間がかかり日常生活が困難になる。

(3)災害情報について

<情報の入手方法>

- ○テレビ、ラジオ(緊急地震速報有り) ○防災行政無線(緊急地震速報有り)
- ○インターネット(スマートフォン、パソコン)(緊急地震速報有り)
- ○事前登録者への防災メール(香川県防災情報メール等)○高松市ツイッター
- ○南海トラフ地震に関連する情報(臨時)(テレビ、ラジオ、インターネットで確認)

<災害情報の例>

○気象情報(気象台 HP で確認)

災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前に、「香川県気象情報第〇号」 として気象庁から発表されます。気象警報や注意報に先立ち注意喚起するもので、そ の後の危険度の高まりに応じて注意報、警報、特別警報が段階的に発表されます。

- ○河川の水位情報(「香川県河川監視カメラ」、「かがわ防災 Web ポータル」で確認) 市内の香東川や新川、春日川、本津川では、観測地点ごとにはん濫注意水位や避 難判断をする際の目安となる避難判断水位が定められています。
 - ※ 香川県河川監視カメラ・・・香川県内に設置した河川カメラの画像、水位状況をHP上で確認できます。

かがわ防災 Web ポータル・・・気象警報・注意報や避難情報、避難所の開設 状況、気象台など関係機関のHPへのリンクが集約されています。

(4)避難情報について

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市の災害対策本部は避難勧告等 (避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))を発令します。

地域住民は、避難勧告等や各種の災害情報を収集して、必要に応じて速やかに避難 等の「自らの命を守る為の行動」を自発的に行います。

○避難準備:高齢者等避難開始

住民に避難準備を呼び掛けるとともに、避難するのに時間を要する方(避難行動要支援者)及びその支援者が避難を開始すべき段階であるとして発令されます。

○避難勧告

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、住居からの立ち退き(避難)を勧告する場合に発令されます。災害の状況により、緊急避難場所や避難所への避難、自宅の2階等への避難(※)が必要です。

○避難指示(緊急)

既に災害が発生していてもおかしくない状況、被害の危険が切迫している場合等に 発令されます。発令された際は、原則として、発令のあった地域から立ち退き(避難)す る必要があります。(※)

※ 既に周囲が浸水している場合は、マンホールや側溝に転落しないよう十分に注意しながら避難する必要があります。また、避難勧告や避難指示が発令されていても、ひざ上(地面から約50センチ程度)以上に浸水していた場合などは、無理をして避難所に行かず自宅や近くの建物の2階以上に緊急的に避難する必要があります。

○地震の場合の避難情報(緊急地震速報、津波警報等)

地震の場合、緊急地震速報や津波警報が、スマートフォン、テレビ、ラジオ、防災行政無線などから、放送されます。この場合は、揺れが収まるまで、安全を確保し、津波の危険性があると判断できた場合には、緊急避難場所や津波避難ビルなどに、直ちに避難しなければなりません。

4 活動方針

(1)平常時の対応

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域住民が協力して防災活動に取り組み、 災害に備えます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要であるため、地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地域内の危険箇所の把握

地域での防災対策を行うには、その地域を知ることが必要不可欠です。地域で協力して、DIG訓練(災害図上訓練)や防災まちあるきなどを通して、地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善するための働きかけなどを行います。また、必要に応じて、防災マップの検証・見直しを行います。

ウ 避難所・避難場所・避難経路の確認

発災時には素早く、安全に避難することが必要です。地域住民一人ひとりが、自分が避難する指定避難所、指定緊急避難場所、津波避難ビルなどを確認し、また、そこへの避難経路も確認しておきます。

エ 防災資機材の点検、食料等の備蓄

防災資機材や備蓄物資は、災害発生時の対応やその後の生活に役立ちます。地域で防災資機材や備蓄物資を整備し、日頃の点検・整理や使い方の確認を行います。また、防災資機材や備蓄物資の保管場所については、災害時に使用できるか確認して選びます。

オ 防災訓練の実施

防災訓練は、災害発生時に、素早く、的確に対応するために欠かせない活動です。 地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行い、災害時の動きを確認します。 防災訓練後には、訓練の振り返り等を行い、訓練を改善していきます。

(2)災害時の対応

災害時は、負傷者や家屋の倒壊、火災など様々な事態が発生する可能性があります。 公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて、災害に立ち向かいます。

ア 情報収集・伝達

防災行政無線・防災ラジオ・テレビ・ラジオなどから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や負傷者の情報、火災発生状況などを取りまとめ、市災害対策本部などの防災関係機関へ報告します。

イ 初期消火

消防団員や消防署員が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。あくまで初期消火であるため、無理はせず、消防団や消防署員の到着後は、その指示に従うようにします。

ウ 救出・救助、救護活動

自分自身の安全に注意しながら、みんなで協力して負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。救出・救助後は、適切な応急手当を行い、 重傷者・中等傷患者がいる場合には、救護所等に搬送するようにします。

工 避難

防災マップ(別冊)や、地域内の被災状況を確認しながら指定緊急避難場所や指 定避難所のほか、特に津波の危険性がある場合は津波避難ビルなどに安全に避難し ます。避難の際には、自主防災会の役員が地域住民を誘導します。

才 避難所運営

行政や、ボランティア団体等と連携し、避難所運営マニュアル(別冊)を活用しながら、地区住民全体で避難所の運営にあたります。

(3)避難行動要支援者等への支援

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、いわゆる避難行動要支援者等、避難に時間を要する方への支援が重要になります。避難行動要支援者名簿を適切に更新するとともに避難支援の訓練を行うなど、みんなで協力しながら支援を行います。

ア 避難行動要支援者の視点での防災体制の点検・改善

目や耳の不自由な人にも、警報などの気象情報や避難準備・高齢者等避難開始などの住民発令が正確に伝えられるか、避難経路等に障害物や危険箇所など避難を妨げるものがないかを点検し、改善に努めます。

イ 避難誘導

地域での助け合いが重要です。事前に一人の避難行動要支援者に対して、複数の支援者を決めておきます。

ウ 顔の見える関係づくり

日頃から積極的に避難行動要支援者の皆さんとのコミュニケーションを図り、発災時に、円滑な支援ができるような関係を築きます。

5 地域の防災体制と組織

防災体制と組織(新塩屋町コミュニティ協議会)

組織の体制	谷	发 員	電話番号
	会長		
	事務局長		
	社会福祉協議会		
	副会長		
	自主防災部会 会長		
	日赤奉仕団 分団長		
	総務部会 会長		
連絡先	名	3 称	電話番号
(関係機関)	市役所危機管理課		839-2184
	市役所コミュニティ推進課		839-2277
	消防朝日分署		822-1419
	市消防局		861-1551
	塩屋町交番		822-1824
	高松駅前交番		822-0384
	丸亀町交番		822-1824
	県立中央病院		811-3333
	クワヤ病院		851-5208
指定緊急避難	施設名	対応災害	電話番号
場所 兼	総合教育センター	洪水、崖崩れ、土石流、地	
指定避難所		滑り、高潮、地震、津波、大	811-2161
(※)		規模な火事、内水氾濫	
	 新塩屋町コミュニティ	洪水、崖崩れ、土石流、地	
	センター	滑り、高潮、地震、津波、内	822-1066
		水氾濫	
	 生涯学習センター・	洪水、崖崩れ、土石流、地	
	土煙子目 こうグート まなび CAN	滑り、高潮、地震、津波、内	811-6222
	0.0.0	水氾濫	

※被害の状況によっては、避難所として使用できない場合があります。

○指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

○指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

近隣の津波避難ビル一覧

名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数
ファーストイン高松	高松市鶴屋町 2-3	4 階·5 階の通路スペー ス	150
特別養護老人ホーム玉藻荘	高松市北浜町 7-10	3 階·6 階	100
ニューグランデみまつ	高松市通町 2-3	3 階	200
競輪場 (選手宿舎、プレスセンター)	高松市福岡町一丁目 4-46	2 階から 5 階まで	2,150
シティホール高松	高松市城東町一丁目 4-17	2 階から 4 階まで	1,600
ビジネスホテル東宝イン高松	高松市城東町一丁目 5-18	2 階から 10 階まで	2,400
ホテル川六エルステージ	高松市百間町 1-2	エルステージ館の3階から 11階の廊下部分、禁煙館 の3階から12階	400
レクザムホール (香川県県民ホール)	高松市玉藻町 9-10	2 階・4 階・5 階のロビー	850
G-ONE	高松市丸の内 12-3	立体駐車場の3階以上	2,000
高松丸亀町壱番街駐車場	高松市内町 2-1	2 階以上	13,100
高松丸亀町商店街北駐車場	高松市磨屋町 10-2	2 階以上	2,850
美術館	高松市紺屋町 10-4	3 階	350
ホテルパールガーデン	高松市福岡町二丁目 2-1	2階·3階	1,750
ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町二丁目 3-42	2階·3階	1,150
イオン高松東店	高松市福岡町三丁目 8-5	立体駐車場の3階以上	10,000
高松丸亀町レッツホール、 カルチャールーム	高松市丸亀町 1-1	高松丸亀町壱番街ビル 東館 4 階	150
総合体育館	高松市福岡町四丁目 36-1	2 階から 4 階まで	4,500

新塩屋町地区コミュニティ協議会 平成 31 年 2月 作成

(新塩屋町地区防災計画 別冊)

北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】自主防災会

個別計画

目次

(1)防災体制と組織	1
(2)活動体制	1
(3)地域の連絡網	2
(4)避難所運営体制	3
(5)防災資機材、備蓄	9
(6)防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発	10
(7)避難行動要支援者への支援体制の整備	11
(8)防災知識・対策アラカルト	11
(9)防災マップ	13

北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】防災会の防災体制

(1)防災体制と組織(北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】防災会)

組織の体制	役員		電話番号
	会長		
	副会長		
	総務班長		
	情報班長		
	消火班長		
	救出救護班長		
	避難誘導班長		
	給食給水班長		
	特別班長		
	会計監査		
指定緊急避	施設名(住所)	対応災害	電話番号
指定緊急避難場所 兼	施設名(住所)	対応災害 _{洪水、崖崩れ、土石}	電話番号
	施設名(住所)		
難場所 兼		洪水、崖崩れ、土石	電話番号 822-1066
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地	
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町 コミュニティセンター	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、大規模な	
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町 コミュニティセンター 旧新塩屋町小学校	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、大規模な 火事、内水氾濫	
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町 コミュニティセンター	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、大規模な 火事、内水氾濫 洪水、崖崩れ、土石	822-1066
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町 コミュニティセンター 旧新塩屋町小学校 (総合教育センター)	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、大規模な 火事、内水氾濫 洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地	822-1066
難場所 兼 指定避難所	新塩屋町 コミュニティセンター 旧新塩屋町小学校	洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、大規模な 火事、内水氾濫 洪水、崖崩れ、土石 流、地滑り、高潮、地 震、津波、内水氾濫	822-1066

※被害の状況によっては、避難所として使用できない場合があります。

○指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

○指定避難所

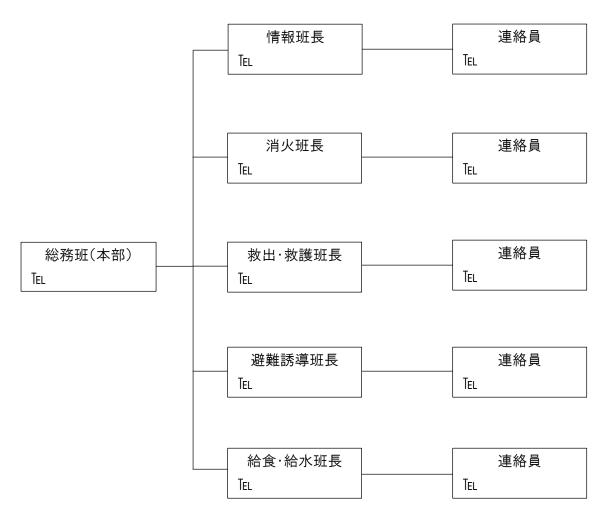
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

(2)活動体制(北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】防災会)

班名等	班長	平常時の役割	災害時の役割
総務班(本部)		全体調整 関係機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 関係機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握

情報班		情報の収集・伝達	被災状況等の把握
T月 Ŧ以 J江		広報·啓発活動	情報の報告、共有
消火班		器具の整備・点検	初期消火活動
/月火班		防火広報	
北山、北岸山		資機材・器具の整備・点検	負傷者等の救出、応急手当・救
	救出·救護班 		護所への搬送
避難誘導班		避難経路の点検	住民の避難誘導活動
<u> </u>		標識等の点検	
給食·給水班		炊き出し器具等の点検	備蓄食糧・水の分配
和艮·福小班			炊き出し等の給食・給水活動

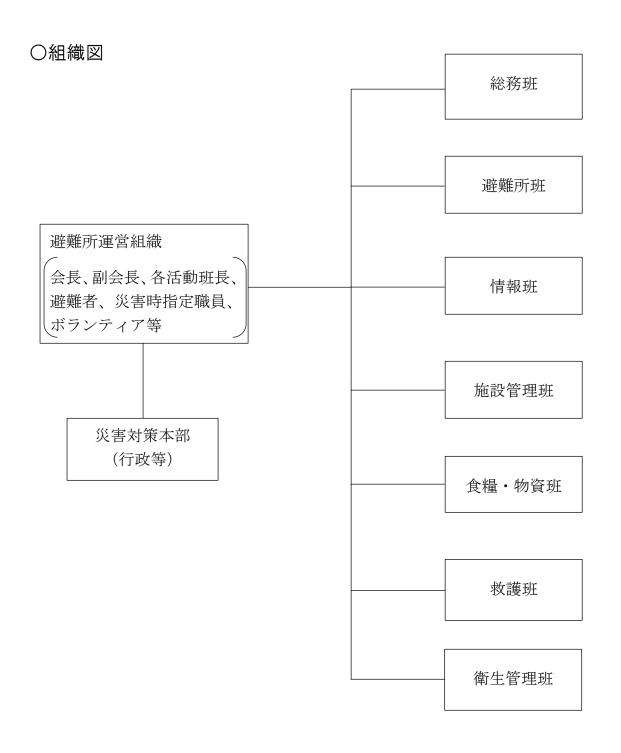
(3)連絡網



(4) 避難所運営体制

避難所は、原則、災害時指定職員(市職員)・施設管理者・避難者の三者が協力して 開設します。

ただし、大規模災害発生時には、災害時指定職員などが、即時対応できない場合が考えられることから、「自主防災組織」や「自治会」、「避難者」などの地域住民による自主運営を基本に、災害時指定職員・施設管理者は後方支援として協力します。



○各班の役割と初動対応

総務班

役割

- ○コミュセンとの連絡調整窓口として、連絡調整事項の把握、整理を行う。
- 〇避難所の円滑な運営の為、避難所レイアウトの設定や変更を行う。
- ○救出・救護に必要な資機材の確保や、貸し出しを行う。
- ○情報等の記録を一本化し、避難所運営会議の内容や出来事を記録に残す。
- 〇避難所運営会議の事務局を担う。
- ○指定避難所以外の一次避難所を把握し、安否確認・物資の提供を行う。
- 〇市災害対策本部(水防本部)に災害ボランティア等を要請する。

初動対応

- 〇各班の参集状況を把握(参集人員が少数の場合、班員の調整)
- 〇コミュセンに状況報告
- ○避難の状況に応じて、避難所レイアウトの設定・変更を行う。
- ○資機材の確保、貸し出し等を行う。
- ○初動対応のまとめとして、避難所運営本部会議を開催、当面の意思決定を行う。

避難所班

役割

- 〇避難者名簿を迅速かつ正確に作成し、管理を行う。【個人情報のため取扱注意】
- ○安否確認の問い合わせや来訪者の対応を行う。 (電話は直接取り次がず、避難者へ伝言して、かけ直してもらう。プライバシーと 安全のため、居住空間への立ち入りは禁止する。)
- ○作成した名簿により、避難者の入退所を把握・管理する。
- 〇報道機関や調査団等に対する対応

初動対応

- 〇受付を設置する。
- ○避難者の整理を行う。
- ○避難者に避難者カードの記載等をお願いする。
- ○避難者カードをまとめて、名簿を作成する。

情報班

役割

- ○災害に関する情報を収集、とりまとめる(行政機関や他の避難所と連携しながら) ※情報は分かりやすく整理し、収集した日時は必ず明記する。
- Oとりまとめた情報を正確に公開する。(デマに踊らされないように注意する。)
- 〇避難状況等を市災害対策本部(水防本部)や外部へ発信する。
- 〇広報掲示板や伝言板を設置して、避難所内の情報共有を行う。

初動対応

- ○見やすい位置に、広報掲示板・伝言板を設置。
- ○ラジオやテレビ、インターネット、防災無線等で情報を収集。 (収集した日時を必ず明記する。)
- ○情報をとりまとめ、広報掲示板に分かりやすく表示する。
 - ※災害情報、避難情報、行政からの情報など、分類分け、区分けして表示するなど工夫する。

施設管理班

役割

- ○2次災害を防ぐ為、避難所内の安全確認と危険箇所に対する対応を行う。 ロープや標示などにより、危険箇所への立ち入りを禁止する。
- ○避難所内の防火・防犯に留意する。 例:火気を取り扱う場所に消火器や水バケツを設置(確認)する。 防火・防犯のために、夜間の当直・巡回制度を設ける。 施錠などにより、夜間の出入り口を一つに制限する。

初動対応

- ○(建物倒壊の可能性がある場合)応急危険度判定士による被災建築物応急危険 度判定を実施する。できない場合は、施設管理者と一緒に目視による点検を行 い、明らかに使用できると判断できる部分のみを応急的に使用する。
- 〇避難所内の安全確認(施設管理者と)
- ○確認で発見した危険な場所の封鎖
- ○火気を取り扱う場所を設定する。(標示する。標示のある場所以外は火気の使用を禁止する旨周知する。)消火器、水バケツを設置(確認)する。

食糧•物資班

役割

- ○食糧・物資の必要数を調査、把握
- 〇市・災害対策本部(水防本部)へ必要な食料・物資等の要請をする。
- ○食糧・物資等の受け入れを行う。
- ○食糧の在庫等を常に把握し、計画的に配布する。
- 〇状況により、炊き出しを行う。

初動対応

- 〇避難所内の食糧・物資の確認
- 〇不足物資の把握、避難者数に応じた必要数の算定
- ○食糧・物資の配布(配布と同時に物品受払い簿で在庫把握)
- 〇避難所内の調理施設・器具等について確認

救護班

役割

- 〇疾病者の把握
- ○医務室の開設、管理
- ○医薬品の種類や数量の把握
- ○近隣の医療機関や救護所の開設状況の把握
- 〇近隣の医療機関への協力依頼
- ○要配慮者に配慮した体制の構築(スペースの確保など)

初動対応

- ○医務室の開設(スペースの確保)
- ○医薬品の種類・数量の確認、把握
- 〇疾病者の把握(避難者カードの確認や聞き取り、観察)
- ○要配慮者の方のスペースを確保する。

衛生管理班

役割

- ○ゴミに関すること
- 〇入浴に関すること
- Oトイレに関すること
- ○清掃に関すること
- ○衛生管理に関すること
- 〇ペットに関すること
- 〇生活用水の確保

初動対応

- ○ゴミ捨て場の選定(収集車が出入りしやすい、臭気が居住空間に至らない、衛生 上注意が必要な場所から離れている等を考慮)設置、周知、管理
- ○近隣の公衆浴場の確認、仮設風呂等のルール決め、管理
- ○発災直後はトイレを使用禁止として周知し、トイレが使用可能か確認
- ○簡易トイレの使用場所、使用方法について周知
- ○清掃のルール決め(避難者全員で協力して清掃)
- 〇手洗い用消毒液の設置、施設内の消毒
- 〇ペットスペースの検討、ペットに関するルール周知

○避難所におけるルール

①基本のルール

- 決められたルールを守ること
- ・避難者全員で協力して物事にあたること
- ・避難所運営は、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営組織が主体
- ・避難者は、家族(世帯)単位で登録すること
- ・避難所から退出するときは、転居先を伝えること

②共同生活のルール

- ・起床、消灯、食事の時間を決め、時間を守ること(仕事等、外出する場合を除く)
- ・居住スペースは各自の責任で清掃すること(共有スペースは協力して清掃すること)
- ・決められた場所と時間で洗濯すること
- ・ゴミは決められた場所に分別して、捨てること(ため込まないこと)
- ・他者のプライバシーを尊重すること

③防火・防犯のルール

- ・火を使う場合は、決められた場所で使うこと
- 決められた場所で喫煙すること
- ・交代で、夜間巡回すること(複数人、男女混合)

④トイレ使用のルール

- ・決められた場所と使用方法を守ること
- 出来る限り汚さないようにすること

⑤食料配付のルール

- ・(物資・食糧班は)配布時間・場所を設定すること
- ・(物資・食糧班は)公平に配布すること、また、原則1人1人分のみ渡すこと※
- ・(物資・食糧班は)配布時間・場所を避難者全員に伝えること
- ・(受け取る側は)配布時間・場所を守ること
- ・配布時間に受け取れない場合は、他の避難者ではなく、物資・食糧班に伝えること※ ※二重取り・トラブルの防止、ただし、傷病・年少・高齢等による受取困難は除く

⑥ペットのルール

- ・各自の居住スペースには連れ込まないこと
- アレルギーに配慮すること
- ・ペットの管理に関することには、飼い主同士で協力して行うこと

⑦その他のルール

・状況に応じて、既存のルールの変更や新しいルールの作成を行うこと、また、その際には、 事前に必ず避難所運営組織等で話し合いを行うこと。

(5)防災資機材、備蓄

ア 北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】自主防災会が保有する防災資機材一覧(市補助)

名称	数量	保管場所	受領年月日	管理者
		(名称·住所)		(鍵保有者)
トランジスター				
メガホン				
消火器(10型)				
三角バケツ				
のこぎり				
バール(大)				
ジャッキ				
(自動車用)				
救急セット				
担架(折り畳み)				
避難用旗				
笛				
強力ライト				
土のう袋				
防水シート				
$(3.6m \times 5.4m)$				
ヘルメット				
運搬用一輪車				

イ 北浜町、本町【瀬戸大橋通り北】自主防災会が保有する防災資機材一覧(会独自)

名称	数量	保管場所	受領年月日	管理者
		(名称·住所)		(鍵保有者)
ウォータータンク				
200				
ヘッドランプ				
非常用飲料水				
袋 100				
単4電池 10 個入				
缶入りパン				
フリーザバッグ				
のこぎり用丸太				
切り用台				

名称	数量	保管場所	受領年月日	管理者
		(名称·住所)		(鍵保有者)
ビスコ				
保存水				
カセットコンロ				
手袋からだふき				
シャンプー				
防災ずきん				
アルミホイル				
防災用品7点セッ				
トまち歩き参加品				

ウ 必要な備蓄物資の量の例【3日分】※あくまで目安です。

<食糧>

【1日分】

3食 × 3日分 = 9食分

※1 食分の量は個人差があるため、自分の1食分を考えておく

<飲料水>

【1日分】

3リットル × 3日分 = 9リットル

<消毒剤等(簡易トイレ用)>

【1日トイレの回数(平均)】

5回 × 3日分 = 15回

エ 資機材の点検

管理者(鍵保有者)を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します

(6)防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発

災害発生時、地域住民が地区防災計画に沿って適切な行動ができるよう、市 や消防局等関係機関とも連携しながら、以下の内容を中心とした防災訓練や防災 知識の普及・啓発を実施します。

- ア 避難訓練(避難行動要支援者支援を含む)
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 救出・救助、応急手当訓練
- 工 給食:給水訓練
- オ 防災知識の普及・啓発(研修会、講習会、防災関係冊子の配布等)
- 力 防災学習(小学校等)

(7) 避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援体制の整備

活動体制の総務班を中心に、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

- ア 支援体制・方法の検討・整理
- イ 対象者の把握、名簿の作成(市と連携)
- ウ 個別計画の作成

(8) 防災知識・対策アラカルト

- ①局地的大雨の前兆現象
- ○真っ黒い雨が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ○雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ○ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ○大粒の雨や「ひょう」がふり出す。

②災害時の家庭内の対応

- ○地震時には、使用中の電気器具のスイッチを必ず切ります。強い地震動の最中は 困難なため、まず身の安全を確保してから、次に火の始末、電気器具のスイッチを切り、 プラグを抜きます。
- ○地震、火災などの際には、エレベータに乗らないことが大切です。
- ○避難するときはブレーカーを切ります。家の外へ避難するときは停電していても、電気が通電された際の事故を防ぐため、分電盤のブレーカーを切ります。

③都市ガス、LP ガス

○強い揺れを感知した場合は、マイコンメーターが反応して、自動的にガスの供給を停止します。このため、揺れている最中に無理にガスコンロを消そうとする必要はありません。復旧する場合は、マイコンメーターの説明書に従い復帰ボタン(リセットボタン)を押しますが、ガス漏れなどを起こしている場合は、マイコンメーターが反応しないため、使用を中止します。

④家庭内での備蓄

- ○家族が3日間(できれば、1週間程度)生活できるための食糧や水を確保します。トイレ用に風呂の残り湯も活用します。ラジオや懐中電灯、キャンプ用のガスコンロ、子どもがストレスをためないためのお菓子なども必要になります。
- ○備蓄物資の他に、発災時に持ち出すものをひとまとめにしておきます。(処方箋、通帳、免許証のコピー等)
- ○下水が使用できなくなった時のために、簡易トイレも備蓄します。
- ○持病やかかりつけの医療機関などの情報を入れた「たかまつ安心キット」を冷蔵庫に保管し、避難所に移動する場合は、持参します。

⑤家屋の耐震化

○新耐震基準(昭和 56 年 6 月に施行)に沿った建築物や耐震補強した建築物は、 揺れに対する全壊率がかなり下がります。このため、新耐震基準以前の基準に沿って 建てられた住宅等については、市の耐震化補助制度などを活用する事などにより、耐 震化を行い、自宅で被災した場合における身の安全を守る対策の検討が必要です。

⑥家具の転倒防止対策

- ○地震の被害として、家具の下敷きや窓ガラスが割れた破片により、けがをしたり亡く なるケースが多く報告されています。家庭内の備蓄と合わせ、家具の転倒防止対策も 必要です。
- 〇お年寄りのお宅など器具の取り付け作業に支援が必要な場合は、地域の自主防災 組織や防災士などが協力する体制が必要です。
- ○避難通路や出入口周辺に、転倒して避難に障害になる家具を置かないようにします。
- ○ベッドの周辺にはできるだけ背の低い家具を使用します。
- ○窓際には、揺れで飛び出すおそれがあるため、キャスターが付いている家具を置かないようにします。
- ○家具の転倒防止対策としては、L字金具などで壁に直接固定する方法が、最も効果的です。その際、壁の下地柱や間柱などを確認して固定します。
- ○壁や柱に直接ねじ止めできない場合は、天井との間にポール式器具により固定します。この場合も天井に十分な強度があることを確認します。
- ○ガラスが破損した際に飛散しないように、飛散防止フィルムを貼ります。

(9) 防災マップ(北浜町、本町【瀬戸大橋北通り】防災会)



平成 30 年 10 月 20 日に防災まち歩きを実施し、危険箇所等を確認したが、個人情報があるため、成果物は掲載しない。

なお、成果物については、自主防災会で保管している。